

⇩ 平成21年度中小企業税制改正

Q : 平成21年度の税制改正では、中小企業に
関係するものはどう変わることになってい
ますか？

A : 税率の引下げ、欠損金の繰戻し還付の適
用ができることとされています。

【解説】

平成21年度における中小企業関係の税制
改正には、次のようなことが盛り込まれてい
ます。

① 税率の引下げ

中小法人等の平成21年4月1日から平成
23年3月31日までの間に終了する各事業
年度の所得金額のうち年800万円以下の金
額に対する法人税率を22%から18%に引き
下げる。

※ 中小法人等とは、期末資本金が1億円
以下の法人、公益法人等、協同組合等、
人格のない社団等をいい、協同組合等
又は特定医療法人が連結親法人である
場合には現行の23%から19%に引き下げ
るものとするとしています。

② 欠損金の繰戻しによる還付制度が可能に 中小法人等の平成21年2月1日以後に終 了する各事業年度において生じた欠損金 額については、欠損金額の繰戻し還付の適 用ができることとする。

※ 繰戻し還付制度とは、青色申告法人に
認められるもので、申告事業年度に欠
損金額が出た場合には、その欠損金額
を前事業年度に繰り戻して既に納付し
た法人税額を還付してくれる制度です。

